

コンピュータチェック事例コード

48SJ990455220

コンピュータチェック内容

初診料を算定した月に「P」病名及び「G」病名で画像診断及び歯周病検査の算定がなく、歯科疾患管理料が算定された場合にチェックを実施。

コンピュータチェック根拠

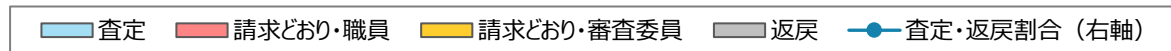
やむを得ず初診月に歯周病検査が実施できなかった場合の歯科疾患管理料は、初診時の口腔内所見及び画像診断により歯周病に罹患していることが確認された場合に算定するとされています。

検証結果及び対応状況

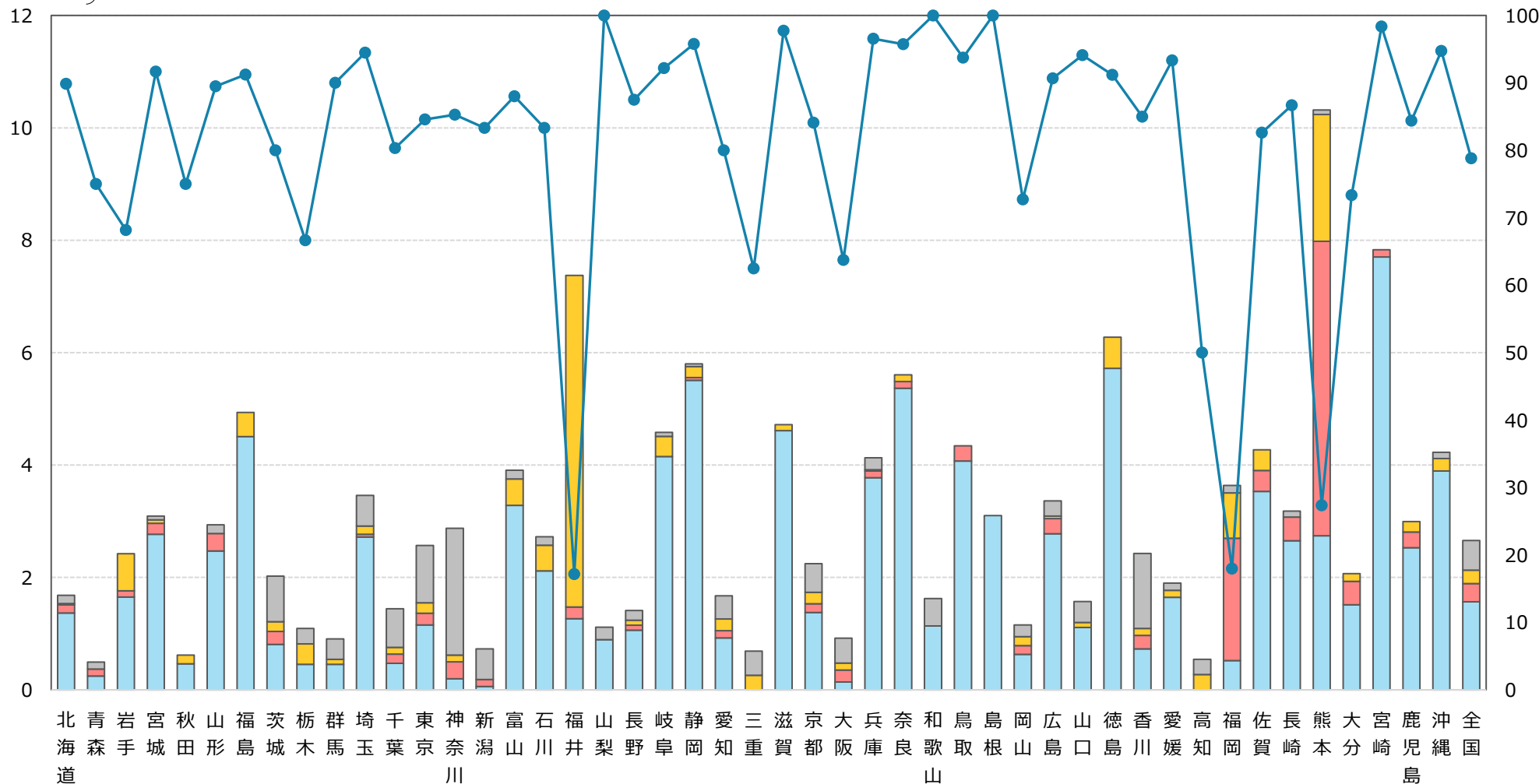
■ レポーティング終了

令和8年度診療報酬改定により、歯科疾患管理料に係る算定要件が見直されたため、コンピュータチェックが廃止となることから、当該事例に係るフォローアップは実施しない。

目視1万件当たり
該当件数



2024年8月 ~ 2025年4月審査分 (%)



該当件数	69	4	22	48	4	19	57	35	12	10	145	61	285	190	12	25	18	35	5	16	64	118	105	8	44	44	91	173	47	10	16	13	22	75	17	34	20	15	2	167	23	30	128	15	61	32	38	2,484
請求どおり件数	7	1	7	4	1	2	5	7	4	1	8	12	44	28	2	3	3	29	0	2	5	5	21	3	1	7	33	6	2	0	1	0	6	7	1	3	3	1	1	137	4	4	93	4	1	5	2	526

【該当件数】 当該コンピュータチェックの内容に該当したレセプト件数